

タイ農民層分解の形態 (2)

——タイ中部の稲作地域を中心に——

田坂敏雄

はじめに

1. 農民層分解の傾向

- 〔1〕 経営規模別農家構成の推移
- 〔2〕 経営規模別実現価値量の格差
 - (1) 個別的価値における格差
 - (2) 単位耕地当りの実現価値量の格差
 - (3) 経営総体における実現価値量の格差 (以上第2号)

2. 農民層分解の性格 (以下本号)

- 〔1〕 農民層よりの土地所有の分離
 - (1) 個別事例分析
 - (2) 地主制の進展と地帯構成
 - (3) 日雇・出稼の増加
- 〔2〕 地主類型
 - (1) 地主類型
 - (2) 地主数
- 〔3〕 階級構成

2. 農民層分解の性格

〔1〕 農民層よりの土地所有の分離

タイの農民層分解の傾向は、上来、(1)経営規模別構成、なかんづく耕作規模別農家構成において、また(2)単位商品・単位土地・経営総体についての価値の実現状況において、指標され、分析されてきた。それは、約言するなら、富農的發展の困難性と地主小作関係展開の可能性を予測させるものであった。ここでは、中農基準の不断の上昇傾向のなかで落層化しつつある農民が、どのよう

な生産諸関係のなかにまき込まれつつあるのか、つまり分解の性格の問題にやや立入って検討を加えておくことにしたい。以下、個別村落の事例分析を手始めとして、中部タイ全域にわたって検討しておく。

(1) 個別事例分析

地主制的分解の特質は、一つには土地所有の拡大が自家経営の拡大に役立てられないで他人に貸与され、所有そのものに寄生化するというところにみいだされる。したがって、この分解の性格は、土地所有の変化がどの程度経営規模の変化に反映しているか、つまり土地所有と経営の規模が対応しているのか乖離しているのか、を検することによって把握されうる。そこで、この土地所有規模別構成と経営規模別構成との総合という方法によって、中部タイの三村落における分解の性格を検することにした(ただしこの三村落は自然村ではなく行政村であり、この点分析の制約となっている)。

第1例 バンマー村第8部落(第13表)

バンマー村第8部落は、アユタヤ県バンサイ郡に位置し、プレーバンルー運河の南岸に細長い列状の集落を形づくっている。耕地面積1,000ライ、うち直播地622ライ(ライ当り平均収量15タング)、田植地298ライ(ライ当り平均収量35タング)、戸数32戸(人口203人)の米作農村である。

①土地所有規模別構成(A表)

この部落の大きな特徴は、(1)60ライ以上の所有層が全くみられず、村内での土地所有の集積が遅れていることである。これは、在村地主の未形成ないし没落を予測させるものである。(2)30~60ライの所有層は、世帯構成において28.2%、中層農所有率(この層の所有地の村全耕地に占める比率)においては36.1%、とかなり高く、中層農的の所有層が相対的に厚い層をなしているのが注目される。(3)10ライ以下の所有層がこの村には全くみられないのが特徴である。

②経営規模別構成(B表)

所有地から貸付地を除き、また借受地を加えたのが経営地である。(1)30~60ライの中層農的経営層は13戸で、世帯数の40.7%、経営地の58.4%と圧倒的な比重をしめている。しかし注意すべきことは、この13戸のうち5戸は自作農であるが、残りの8戸は大部分小作地に依存する自小作農であるということであ

タイ農民層分解の形態 (2) (田坂)

第13-A表 BanMa 村第8部落の土地所有規模別構成 1968年

所有規模	世帯数	所有		中層農 所有率	貸付地	貸付率	借受地	入作 地率	
		(%)	地 (%)						
無所有	6	18.8	—	} 36.1	—	—	72	—	
10ライ以下	0	—	—		—	—	—	—	
10～20ライ	8	25.0	88		13.7	—	—	89	—
20～30ライ	9	28.1	194		30.2	—	—	78	—
30～40ライ	4	12.5	127		19.8	—	—	140	—
40～50ライ	3	9.4	134		20.8	22	16.4	—	—
50～60ライ	2	6.3	100		15.6	—	—	—	—
60～80ライ	0	—	—		—	—	—	—	—
80～100ライ	0	—	—		—	—	—	—	—
100ライ以上	0	—	—		—	—	—	—	—
計	32	100.0	643	100.0	22	3.5	379	35.7	

- 【備考】 1) 友杉孝「バンサイ郡予備調査」(『アジア経済』1968年6月号)の第1表を利用して作成。
 2) BanMa村は、Ayuthaya 県 Bamsai 郡に位置している。
 3) 中層農所有率とは中層農(30～60ライ規模)の所有地の村全耕地(作付地)に占める比率のことである。また貸付率とは、所有地にしめる貸付地の比率のことである。
 入作地率とは、この村の全耕地(作付地)にしめる他村所有地(入作地)の比率のことである。

第13-B表 BanMa 村第8部落の経営規模別構成 1968年

耕作規模	世帯数	作付地		中層農 作付率	借受地	借受率	
		(%)	(%)				
非耕作	4	12.5	—	} 58.4	—	—	
10ライ以下	0	—	—		—	—	
10～20ライ	4	12.5	47		4.7	5	10.6
20～30ライ	9	28.1	189		18.9	32	16.9
30～40ライ	3	9.4	95		9.5	45	47.4
40～50ライ	4	12.5	180		18.0	47	26.1
50～60ライ	6	18.8	309		30.9	130	42.1
60～80ライ	0	—	0		—	—	—
80～100ライ	1	3.1	80		8.0	50	62.5
100ライ以上	1	3.1	100		10.0	70	70.0
計	32	100.0	1,000		379	37.9	

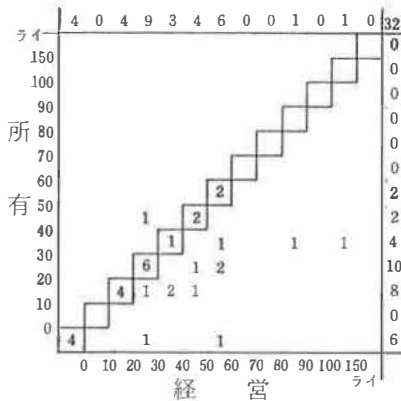
- 【備考】 1) 出所は第13-A表に同じ。
 2) 中層農作付率とは全作付地にしめる中層農の作付地の比率のこと。
 また借受率とは、作付地にしめる借受地の比率のこと。

タイ農民層分解の形態 (2) (田坂)

る。すなわち、中層農的規模の経営といっても、地主小作関係の展開と表裏をなす自小作農と、いわば分解以前の状態を意味する自作農との、二つの性格を異にする階層がふくまれているのである。(2)80ライ以上を経営する富農的規模の農家が2戸ほどみられるが、しかし経営地の60%以上を借受地(小作地)に依存しており、経営の経済的内容としては中農の水準にとどまっている。なお、耕作規模が大きくなるほど借受地に依存する割合が高くなっている点に注意する必要がある。(3)10ライ以下の経営層が全くみられない点に注目すべきである。これは、上層に生活の一端を依存せざるをえない零細農民が、その上層の欠落のゆえに、村内での雑業層的滞留が難しく、村外への流出をまねいていることを推測させるものである。なお、非耕作世帯4戸のうち、3戸は商業・雑業に従事し、残り1戸は出稼世帯である。

以上の経営規模別構成と土地所有別構成を対比すると、土地所有と経営の乖離は明瞭であるが、ここでこの乖離を検する目的でC表を作成し、つぎに掲げる。

第13-C表 BanMa 村第8部落



この村では、土地所有の大きな集積はみられず、したがって経営規模を上回るほどの土地所有を有している農家はわずか1戸で、しかも規模は小さい。これに対して、ほとんどの農家の土地所有は零細で、所有規模を上回った経営規模を維持している農家、つまり自小作農は12戸にもものぼっている。ここに、土

地所有と経営規模との乖離、つまり地主制的分解の特徴の一端をみることができ。ただし、この村では、土地所有と経営の規模が一致している農家、つまり自作農は15戸あり、相対的に高い比重をみせている。

③小作関係

A・B両表について、ここで留意すべきは、次の点である。(1)総耕地1,000ライのうち、小作地は379ライで、借受小作地率は37.9%である(B表)。この比率は、アユタヤ県の平均小作地率(58.7%)とくらべると、かなり低率である。(2)この379ライの小作地が各所有規模別階層にどのように属しているかをみると、特徴的なことは、借受地をもつのはすべて40ライ以下の所有階層である点である。なお、貸付地をもつ農家が1戸ほどあるが、貸付率(所有地のうち貸付小作地の占める比率)はわずか3.5%で、地主的性格をもつとは到底いえない比率である(A表)。(3)借受小作地は379ライであるが、村内からの貸付小作地はわずか22ライにすぎない。差引き357ライは他村の所有者によるものであって、入作地率35.7%がこれを指標する(A表)。村外所有者のうち最大のものは、「安南人を信者に持つカトリック教会」(友杉孝「バンサイ郡予備調査」、『アジア経済』第9巻第6号、1968年)で、その本部はバンコクにある。

以上を要約すれば、村内での土地所有の集積がおくれ、在村地主は未形成であり、これに対応して零細農の雑業層的滞留も難しく、流出が予想され、他方、自小作中層農が相対的に厚い層をなして村外の所有者から借地している——いわば典型的な不在地主型の村落であると推測される。

第2例 バンプラオ村第9部落(第14表)

バンプラオ村は、ナコンナヨック県バンナー郡に位置し、バンパコン川の水系に属する小河川に沿って微高地上に列状に形成されている。第9部落の総耕地面積は869.5ライ、戸数27戸(人口190人)の米作農村である。

①土地所有規模別構成(A表)

この村の大きな特徴は、(1)30~60ライの所有層の世帯比率がきわめて低く、中層農所有率もわずか8.4%にすぎず、中層農の分解が著しく進展している点である。(2)60ライ以上の所有農家がこの村には4戸あり、この4戸が、この村

第14-A表 Ban Phrao 村第9部落の土地所有規模別構成 1971年

所有規模	世帯		所有		中層農 所有率	貸付地	貸付率	借受地	入作 地率
	数	(%)	地	(%)					
無所有	8	29.6	—	—	} 8.4	—	—	148	—
10ライ以下	10	37.0	33.5	5.5		6	17.9	204	—
10～20ライ	2	7.4	32	5.2		—	—	31	—
20～30ライ	1	3.7	22	3.6		—	—	30	—
30～40ライ	1	3.7	30	4.9		—	—	—	—
40～50ライ	1	3.7	43	7.0		—	—	—	—
50～60ライ	0	—	0	—		—	—	—	—
60～80ライ	2	7.4	134	21.8		30	22.4	—	—
80～100ライ	0	—	0	—		—	—	—	—
100～150ライ	1	3.7	114	18.6		20	17.5	—	—
150ライ以上	1	3.7	206	33.5	102	49.5	—	—	
計	27	100.0	614.5	100.0		158	25.7	413	29.3

〔備考〕 1) 北原淳氏の1971年の調査原表を利用して作成。

2) Ban Phrao 村は Nakhon Nayok 県 Ban Na 郡に位置している。

3) 中層農所有率、貸付率、入作率の算出方法については第13-A表と同じ。

の全所有地 615ライの 73.9%を集積している。(3)20ライ以下の所有層の世帯比率は44.4%と高く、この層の村内滞留がみとめられる。そのうえ無所有世帯が8戸もみられる。以上、土地所有別構成によって分解度を検すれば、この部落は分解の最も進んだ部類に属する。

②経営規模別構成 (B表)

(1)30～60ライの中層農的な経営層は11戸で、世帯数の40.7%、経営地の52.6%という大きな比率をしめている。いま、土地所有別構成でみた30～60ライ層の世帯比率7.4%と対比すれば、土地所有と経営の乖離は明らかである。ちなみに、30～60ライの経営農家11戸を自・小作別に区分すれば、3戸が自作農で、残り8戸が自小作農である。経営規模別構成の視点でみた中層農には、性格を異にする2つの層が混在し、この層の比重を高めていることが明らかである。(2)60ライ以上経営層はほとんどすべてが自作地で有利な経営を進めているが、60ライ以下層になると自作地は20～50%にすぎず、経営は困難かつ不安定なものであると推察される。(3)20ライ以下の経営層と全く耕作をしない層は、

第14-B表 Ban Phrao 村第9部落の経営規模別構成 1971年

耕作規模	世帯数	(%)	作付地		中層農 作付率	借受地	借受率
				(%)			
非耕作	5	18.5	—	—	} 52.6	—	—
10ライ以下	4	14.8	10.5	1.2		—	—
10～20ライ	2	7.4	37.5	4.3		33	88.0
20～30ライ	1	3.7	29	3.3		24	82.8
30～40ライ	4	14.8	128	14.7		66	51.6
40～50ライ	4	14.8	172	19.8		87	50.6
50～60ライ	3	11.1	157.5	18.1		133	84.4
60～80ライ	2	7.4	137	15.8		70	51.1
80～100ライ	1	3.7	94	10.8		—	—
100～150ライ	1	3.7	104	12.0		—	—
150ライ以上	0	—	—	—	—	—	
計	27	100.0	869.5	100.0		413	47.5

【備考】1) 出所は第14-A表に同じ。

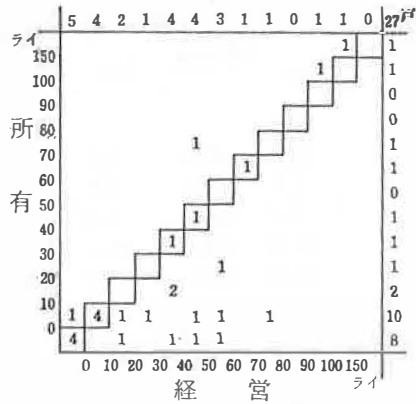
2) 中層農作付率、借地率については第13-B表に同じ。

全戸数の40.7%で、日雇その他の余業によって家計を維持しなければならない雑業層的階層である。このような零細農の雑業層的滞留を可能にしているのは、彼らに余業を提供する上層が形成されているからと思われ、この点、バンマー村第8部落と異なる点である。

ここで、以上の問題点を整理する意味で、C表を掲げ、この部落の農家の土地所有と経営規模との関連を表示しておこう。

土地所有の大きい農家の経営規模は、彼の土地所有規模を下回り、逆に、土地所有の零細な農家は、彼の所有規模を上回った経営規模を有している。ただし、この村の上層農はC表の45度階段線（所有と経営の一致線）の近くに散在していることから明らかなように、かなりの手作経営を保持しており、ただちに寄生地主化の方向を示すとはかぎらない。なお、土地所有と経営の規模が一致した農家は7戸ほどみられるが、そのうち4戸は10ライ以下の零細な飯米農家であり、農業経営として自立し得る自作農家は実質的にはわずか3戸にすぎない。

第14-C表 Ban Phrao 村第9部落



③小作関係

A・B両表について、ここで留意すべきは、次の点である。

(1)総耕地面積869.5ライのうち、小作地は413ライで、借受小作地率は47.5%である (B表)。この比率は、ナコンナヨック県の平均小作地率 (56.3%) とくらべると、やや低率である。(2)この小作地が所有階層別にどのように分布しているかは、A表に整理したごとくである。すなわち、特徴的なことは、30～60ライの中層農的所有階層を境として、貸付地をもつものは60ライ以上層、借受地をもつものは30ライ以下層とはっきり分れていることである。150ライ以上層の1戸は、所有地の約半分 (貸付率49.5%) を貸付けているとはいえ、なお100ライ以上の手作地を経営しており、寄生地主化しているとはいえない。(3)借受小作地は413ライ、村内からの貸付小作地は158ライ、したがって差引き255ライは村外からの入作地である (A表)。入作地率は29.3%で、これは、バンマー村第8部落より低い、相対的にはかなり高い。村外所有者のうち有名な人物は、「ナコンナーヨックに住むTという女性」の「金貸し」で、村内には「彼女から借金している者もいる」といわれている (北原淳「タイ米作農業の経済構造」『アジア経済』第15巻第4号、1974年、34頁)。

以上の指標によって、バンプラオ村第9部落は、在村の地主手作経営 (= 富農の1亜種) の発展がみられる村落ということができよう。

タイ農民層分解の形態 (2) (田坂)

第15-A表 Ban Bhrao 村第12部落の土地所有規模別構成 1971年

所有規模	世帯数	所有地		中層農 所有率	貸付地	貸付率	借受地	入作 地率	
		(%)	(%)						
無所有	17	32.1	—	} 27.7	—	—	297	—	
10ライ以下	9	17.0	33.5		2.5	—	—	229	—
10～20ライ	6	11.3	80		6.0	—	—	84	—
20～30ライ	4	7.5	86.5		6.5	—	—	55	—
30～40ライ	2	3.8	70		5.2	—	—	42	—
40～50ライ	5	9.4	209		15.6	30	14.4	5	—
50～60ライ	3	5.7	171		12.8	39	22.8	—	—
60～80ライ	3	5.7	210		15.7	73	34.8	—	—
80～100ライ	2	3.8	184		13.7	144	78.3	—	—
100～150ライ	1	1.9	126		9.4	—	—	—	—
150ライ以上	1	1.9	170	12.7	140	82.4	—	—	
計	53	100.0	1,340	100.0	426	31.8	712	17.6	

[備考] 1) 北原淳氏の1971年の調査原表を利用して作成。なお、北原氏の同資料を分析した研究に、「タイ米作農業の経済構造」(『アジア経済』1974年4月、7月号)がある。

2) Ban Phrao 村は、Nakhon Nayok 県 Ban Na 郡に位置している。

3) 中層農所有率、貸付率、入作地率については第13-A表に同じ。

第3例 バンプラオ村第12部落 (第15表)

①土地所有規模別構成 (A表)

この村の土地所有別構成についての特徴は、次のとおりである。

(1)30～60ライの中層農的所有層の世帯比率は18.9%、中層農所有率は27.7%で、この村の中層農の分解度は、バンマー村第8部落とバンプラオ村第9部落との中間にあるといえよう。(2)60ライ以上の所有階層の世帯数は7戸で、これは全世帯の13.3%にあたる。この13.3%の上層農家が、この村の全所有地1,340ライの51.5%にあたる690ライを集積している。集積の規模自体はかなり大きい。集積度は第9部落より劣る。(3)20ライ以下の所有層の世帯比率は28.3%とかなり高く、また無所有世帯の比率も32.1%あり、これら両層の村内滞留が窺える。

②経営規模別構成 (B表)

(1)30～60ライの中層農的な経営層は25戸で、全世帯の47.2%、総作付地の60.8%というきわめて大きな比重をしめている。ここで、土地所有別構成でみ

タイ農民層分解の形態 (2) (田坂)

第15-B表 Ban Phrao 村第12部落の経営規模別構成 1971年

耕作規模	世帯数	作付地		中層農 作付率	借受地	借受率
		(%)	(%)			
非耕作	9	17.0	—	—	—	—
10ライ以下	3	5.7	9.5	0.6	—	—
10～20ライ	3	5.7	39	2.4	17	43.6
20～30ライ	8	15.1	188.5	11.6	94	49.9
30～40ライ	12	22.6	400	24.6	225	56.3
40～50ライ	11	20.8	474	29.2	183	38.6
50～60ライ	2	3.8	115	7.1	58	50.4
60～80ライ	4	7.5	274	16.9	135	49.3
80～100ライ	0	0	—	—	—	—
100～150ライ	1	1.9	126	7.7	—	—
150ライ以上	0	0	—	—	—	—
計	53	100.0	1,626	100.0	712	43.8

〔備考〕 1) 出所は第15-A表に同じ。

2) 中層農作付率とは(中層農による作付地÷全作付地)のこと。また借受率とは(借受地÷作付地)のこと。

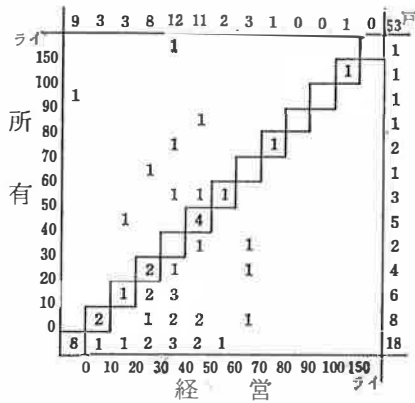
た30～60ライ所有層の世帯比率18.9%と対比すれば、土地所有と農業経営の乖離は歴然としている。さらに、この中層農の経営25戸を立入って検討すると、土地所有と経営が一致している農家はわずか5戸であり、土地所有が経営規模よりも零細な農家(小作・自小作)は15戸、逆に土地所有が経営を上回る農家は5戸、そのうち完全な寄生地主が1戸、となっている。したがって、経営規模別構成よりみた30～60ライ層には、自作農、小作・自小作農、寄生地主という、3つの性格を異にする階層が混在しているのである。(2)126ライを経営する1戸のみが自己所有地によるだけで、80ライ以下の経営層は経営地のほとんど半ばを借受小作地に依存している。(3)20ライ以下の経営層と非耕作層は15戸で、これは全世帯の28.4%にあたる。この層は、農業のみによっては生計を維持することができない層であり、したがって余業を必要とする層である。

ここで、この部落の農家の、土地所有と経営との関連を表示するC表を掲げる。

この部落は、これまでの3つの部落のなかで、土地所有と経営の分離が一番はっきりと現われている部落である。経営規模よりも土地所有が上回っている

タイ農民層分解の形態 (2) (田坂)

第15-C表 Ban Phrao 村第12部落



農家はあわせて8戸、うち完全に寄生地的性格をもつものが2戸、また経営規模よりも土地所有が零細な農家はあわせて25戸、うち完全な小作農が10戸、そして土地所有と経営の規模が一致している農家は12戸、うち富農の経営が2戸、また無所有で非耕作の世帯は8戸である。以上は、地主小作関係がかなり進展してきていることを窺うに充分である。

③小作関係

A・B両表について、ここで留意すべき点を、2、3指摘しておきたい。

(1)この村の総耕地面積1,626ライのうち、小作地は712ライで、借受率は43.8%である。この比率は、第9部落の借受率よりも、またナコンナヨック県の平均借受小作地率よりも、かなり低率である。(2)この小作地(貸・借)の所有階層別分布をみると、貸付地・借受地ともほとんどたない40~50ライ所有層を境として、貸付地をもつのは50ライ以上層、借受地をもつのは40ライ以下層とはっきり分れている。とくに、80~100ライ層と150ライ以上層の貸付率は、いずれも80%前後の高率であり、これは、この層が経営収益(自作地経営)よりも小作料取得(小作地貸付)に経営の重点を移していること、つまり寄生地主化していることを示している。(3)この村の借受地712ライのうち、286ライ(入作地率17.6%)は、他村の地主が所有する入作地である。この部落の入作地率は、第9部落よりも、またバンマー村第8部落よりも低い水準にある。逆に、

村内の地主から提供された貸付小作地が全小作地に占める比率は、他の2部落(5.8%と38.3%)とくらべて最も高く、59.8%である。

以上、要するに、一方で、土地が少数の在村地主の手に集中されるとともに、他方では、零細所有層が賃仕事や小商いに生活の糧をもとめつつ雑業層として滞留し、総じて少数の在村地主と多数の中小零細農が村内にひしめいている——いわば在村地主型村落と推測される。ただし、この村では、均分相続を原則とする相続形態が解体しながらも残存しているために、さきの2戸の寄生地主世帯も、子供への土地の分割によって「消滅」する場合が充分考えられる。この点、不在地主(商人地主)の土地集積とはことなっており、在村地主の集積は「必ずしも構造的に安定していない」(北原、前掲論文、35頁)といわれるゆえんである。(在村地主と商人地主については、後段の〔2〕地主類型をみよ。)

(2)地主制の進展と地帯構成

われわれは、上来、土地所有別構成と経営規模別構成との総合という視点から3ヵ村の分解の性格を検討し、地主小作関係がいくつかの類型をとりながら展開してきていることを確認した。この事実から、すくなくとも中部タイのそれぞれの地域において、農民からの土地所有の分離、すなわち小作関係の相当程度の進展が推断されうる。そこで、地主制の展開度の指標である小作地率と小作農率を基準とし、地主小作関係の進展とその地帯構成について検討しておきたい。

①小作地率

ここで、第16表基本表Aを掲示し、小作地率について若干の考察をくわえておく。

(1)増減率。基本表Aは、1958年、67—68年、73—74年の3時点において小作地率を県別に表示したものである。小作地率の分析において、その歴史的推移を追求し、地主小作関係の進展度と地域的不均等性を探るということは、一つの重要な論点をなしている。しかし、ここで利用する基本表Aは、これを構成する各資料の性格がそれぞれに異なるため、利用上大きな制約をもち、小作地率の一般的傾向の析出に困難をもたらしている(とくに1973—74年度の小作地率係数は全体として低率にすぎると思われる)。この点を考慮に入れたうえで、

第16表 基本表A 小作地率の推移

県名 (地帯別)	1958年				1967-68年					1973-74年		
	実数(ライ)		小作地率係数(%)		実数(ライ)		小作地率係数(%)			小作地率係数(%)		
	調査 土地面積	小作地	小作 地率	20県平均 超過率	調査 土地面積	小作地	小作 地率	20県平均 超過率	58年基準 増減率	小作 地率	第7区平均 超過率	67年基準 増減率
Inner Central Plain												
Pra Nakhon	7,066	4,033	57.1	52.7	266,126	171,420	64.4	95.2	12.8	—	—	—
Thon Buri	—	—	—	—	85,383	46,927	55.0	66.7	—	41.3	37.7	(-)24.9
Samut Prakan	6,903	4,335	62.8	67.9	272,079	174,677	64.2	94.5	2.2	62.8	109.3	(-)2.2
Nonthaburi	3,042	1,218	40.0	7.0	211,893	74,230	35.0	6.1	(-)12.5	54.8	82.7	56.6
Pathum Thani	7,166	4,243	59.2	58.3	745,358	506,951	68.0	106.1	14.9	73.6	145.3	8.2
Nakhon Pathom	—	—	—	—	717,681	304,303	42.4	28.5	—	35.8	19.3	(-)15.6
Ayuthaya	12,937	6,098	47.1	25.9	1,217,277	664,796	54.6	65.5	15.9	58.7	95.7	7.5
Saraburi	5,280	1,010	19.1	(-)48.9	620,801	268,911	43.3	31.2	126.7	34.2	14.0	(-)21.0
Ang Thong	2,992	1,078	36.0	(-)3.7	409,973	134,987	32.9	(-)0.3	(-)8.6	34.2	14.0	4.0
Sin Buri	—	—	—	—	355,679	114,184	32.1	(-)2.7	—	28.7	(-)4.3	(-)10.6
Suphan Buri	16,048	4,951	30.9	(-)17.4	1,238,538	342,791	27.7	(-)16.1	(-)10.4	28.7	(-)4.3	3.6
Chai Nart	4,820	1,569	32.6	(-)12.8	679,908	172,975	25.4	(-)23.0	(-)22.1	18.5	(-)38.3	(-)27.2
Lop Buri	6,277	1,924	30.7	(-)17.9	586,306	253,018	43.2	30.9	40.7	25.8	(-)14.0	(-)40.3
計	72,531	30,459	42.0	12.3	7,407,002	3,230,170	43.6	32.1	(-)23.6	—	—	—
East Sub-region												
Chanthaburi	1,114	80	7.2	(-)80.7	—	—	—	—	—	4.4	(-)85.3	—
Chachoengsao	10,535	6,244	59.3	58.6	903,384	504,141	55.8	69.1	(-)5.9	46.8	56.0	(-)16.1
Chon Buri	4,431	1,203	27.1	(-)27.5	—	—	—	—	—	27.1	(-)9.7	—
Prachin Buri	7,615	2,506	32.9	(-)12.0	956,491	204,114	21.3	(-)35.5	(-)35.3	16.4	(-)12.0	(-)23.0
Trat	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12.3	(-)25.7	—
Nakhon Nayok	—	—	—	—	629,607	392,223	62.3	88.8	—	56.3	87.7	(-)9.6
Rayong	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.8	(-)87.3	—
計	23,695	10,033	42.3	13.1	2,489,482	1,100,478	44.2	33.9	4.5	—	—	—
West Sub-region												
Kanchanaburi	1,127	271	24.0	(-)35.8	253,055	25,504	10.1	(-)69.4	(-)57.9	14.0	(-)53.3	38.6
Phetchaburi	—	—	—	—	324,064	101,835	31.4	(-)4.8	—	21.1	(-)29.7	(-)32.8
Prachuap Khiri Khan	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.9	(-)87.0	—
Ratchaburi	3,238	1,358	41.9	12.0	449,985	133,947	29.8	(-)9.7	(-)28.9	28.3	(-)5.7	(-)5.0
Samut Songkhram	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20.4	(-)32.0	—
Samut Sakhon	2,564	1,058	41.3	10.4	—	—	—	—	—	21.6	(-)28.0	—
計	6,929	2,687	38.8	3.7	1,027,104	261,286	25.4	(-)23.0	(-)34.5	—	—	—
North Central Region												
Kamphaeng Phet	—	—	—	—	470,364	38,691	8.2	(-)75.2	—	10.3	(-)65.7	25.6
Tak	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11.6	(-)61.3	—
Nakhon Sawan	9,078	1,607	17.7	(-)52.7	1,577,565	306,807	19.4	(-)41.2	9.6	23.1	(-)23.0	19.1
Phichit	10,003	1,503	15.0	(-)59.9	798,934	131,163	16.4	(-)50.3	9.3	24.0	(-)20.0	46.3
Phitsanulok	—	—	—	—	750,688	47,664	6.3	(-)80.9	—	16.3	(-)45.7	158.7
Phetchabun	1,765	32	1.8	(-)95.2	396,581	19,875	5.0	(-)84.8	177.8	7.2	(-)76.0	44.0
Sukothai	—	—	—	—	546,621	16,784	3.1	(-)90.6	—	9.5	(-)68.3	206.5
Uttaradit	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.9	(-)63.7	—
Uthai Thani	—	—	—	—	424,810	92,156	21.7	(-)34.2	—	15.7	(-)47.7	(-)27.6
計	20,846	3,142	15.1	(-)59.6	4,965,563	653,140	13.2	(-)60.0	(-)12.6	—	—	—
総計	124,001	46,321	37.4	—	15,889,151	5,245,074	33.0	—	—	(30.0)	—	—

(備考) 1) Phawa Nisin khong Chawna lae Kan Kha Khaw nai Phak Klang Prathet Thai, P. S., 2501-01. Tarangthi 9 および Land Economic Report-Land Tenure Situation in 26 Changwats of Central Region, 1967-68. Table 1, 2 より, また Laksana Kanthukhrongthidin Phua Kasedkam, P. S., 2516-17. Tarangthi 1, 12 より作成。

2) 小作地率係数のうち「20県平均超過率」とは、20県の平均小作地率を超過する率(プラス、マイナス)を示す。ただし、1973-74年の場合は、36県の平均小作地率が不明なので、上記の資料があげている農業経済地域第7区(Lop Buri 県, Saraburi 県)の平均小作地率を基準として超過率を示した。

試みに増減率指標をみておこう。

A表の数字に忠実であるかぎり、1958年から1973—74年にかけて、Inner Central Plain では、小作地率の増減が県別に交錯し、全体として横ばい傾向にあり、East および West Sub-region の両地域では減退傾向を示し、North Central Region では小作地率の絶対的数値が一番低いが、しかし一貫して増大傾向にあるといえる。個々の実態報告や資料から推測して、中部タイの小作地率が一般的傾向として減退傾向にあるとは到底考えられず、上記の数字が示す歴史的傾向は、各時点の調査地点の相異（小作地率の地域的不均等性）や調査形式の相異などを反映したものとみて大過ないと思われる。

(2)超過率。超過率係数とは、各年度の平均小作地率を超過する比率を示すもので、これは、小作地率の地帯構成を指標するものである。小作地率の増減率について十分に信頼するに足る資料が見出せない現在、この指標のもつ意義は重要である。

さて、基本表Aによって、超過率を通覧するに、いずれの年度においても、Inner Central Plain と East Sub-region において高く、逆に、North Central Region においてマイナスを記録している。ここで、さらに県別・超過率にまで立入ってみると、Inner Central Plain の地域では、アユタヤ以南のデルタ下流部（8県）とアユタヤ以北のデルタ上流部（5県）との間に小作地率の大きな開差がみられ、また、East Sub-region でも、チャチュンサオとナコンナヨックおよびチョンブリーの3県と他の4県との間に不均等性が生じている。さらに、West Sub-region でも、カンチャナブリーとプラチュアップキーリーカンをのぞく4県の小作地率が相対的に高くなっている。超過率係数の高い県は15県——プラナコン、トンブリー、サムートプラカン、ノンタブリー、パトムターニー、ナコンパトム、アユタヤ、サラブリー、チャチュンサオ、ナコンナヨック、チョンブリー、ペッチャブリー、ラーチャブリー、サムートソンクラーム、サムートサコン——におよび、これらはいずれもプラナコン＝トンブリー地区を中心点とする半径100キロメートルの同心円地域に属し（第2図を参照）、平均小作地率54.8%（1967—68年）という、タイ地主制の心臓部地帯を構成している。

第16表 分析表A 小作地率別および自作農率別・県数の推移

年度		58	67-68	73-74	67-68	73-74	年度	
小 作 地 率 (%)	70			1	5	3	自 作 農 率 (%)	
	65		1		1	2		85
	60	1	3	1	1	2		80
	55	3	2	2	2	4		75
	50		1	1	1	3		70
	45	1		1	2	5		65
	40	3	3	1	4	5		60
	35	1	1	1	1	2		55
	30	4	3	2	2	2		50
	25	1	3	5		1		45
	20	1	2	5	1			40
	15	3	2	4	1	1		35
10		1	5	5	3	30		
	2	4	5		1	20		
計	20 (100%)	26 (100%)	34 (100%)	26 (100%)	34 (100%)	計		
40%を上 回る県数	8 (40%)	10 (38%)	7 (21%)	16 (62%)	17 (50%)	60%を下 回る県数		

ここで、参考までに分析表Aを掲示する。この表は、小作地率別・県数の歴史的推移を追求する目的で作成されたものであるが、各時点の調査県数の相異や資料それ自体の問題もあって、一般的傾向を明示するまでにはいたっていない。ちなみに若干の説明をくわえると、40%以上の小作地率を示す県は、1958年の時点で8県、67-68年の時点で10県、73-74年の時点で7県となっている。しかし、この数値とは逆に、現実には、小作地率40%以上の地域(県)は増大しているのではなからうか。

②小作農率

つぎに、第16表基本表Bを掲示し、小作農率について若干の考察をくわえておく。

(1)増減率。基本表Bは、1963年、67-68年、73-74年の3時点において小作農率(ないしは自作農率)を県別に表示したものである。ただし、小作農率の

歴史的推移について一般的傾向を析出することは、3時点での資料の性格がそれぞれ異なるために、とくに各年度のあいだに「自作農」や「小作農」についての概念の相異がみうけられるために、大きな制約をうけている。この点を考慮に入れたうえで、試みに増減率指標をみておこう。

1963年から67—68年にかけて、刮目すべきことは、従来、地主小作関係の形成が遅れていた、アユタヤ以北のデルタ上流部地域において、小作農率の著しい増率が記録されたことである。この地域のほかにも、同時期に、East Sub-region や North Central Region において、かなりの増大がみられたことにも留意しておきたい。つづいて1967—68年から73—74年の時期にかけて注目すべきことは、小作農率と自小作農率の増大が、デルタ上流部地域からさらに奥地の North Central Region にまで波及し、この地域の自作農率が10~30%も激減したことである。これは、1960年代に新開地を求めて入植・流入した農民の間に分解が生じ、地主小作関係が広がりつつあることを推測させるものである。

以上を一言にすれば、小作農率・自小作農率は、従来、小作関係の形成が未熟な地域において上昇していること、そしてこの地域の農民が徐々に地主制のもとに再編されつつあること、つまり地主小作関係が外延的に拡大していること、である。

(2) 超過率。1963年度は小作農率係数（平均小作農率を超過する率）によって、また67—68年と73—74年の両年度は自作農率係数（平均自作農率を超過する率）によって、以上の二指標を基準として、小作関係の地帯構成を検すれば、次の点が明らかである。

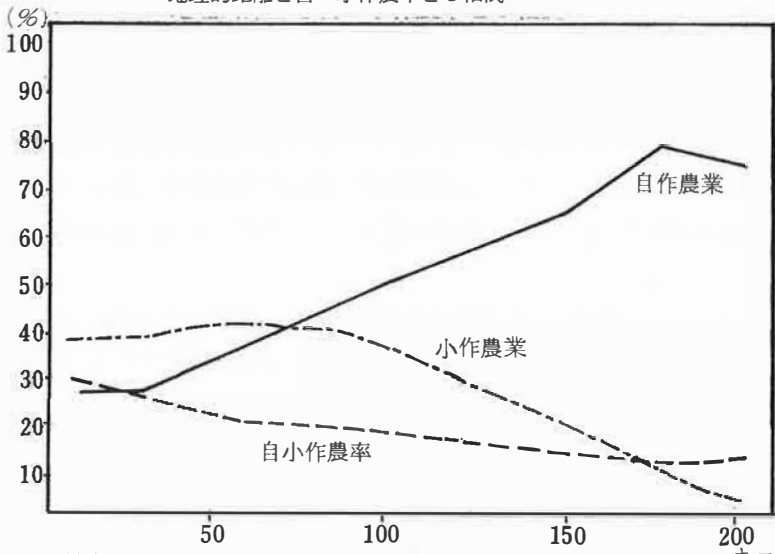
小作農率係数が高く、またその表裏の関係として自作農率係数がマイナスとなっている地域は、基本表Bを一覧すれば、Inner Central Plain では、アユタヤ以南の新デルタの8県、East Sub-region では、チャチュンサオとナコンナヨック、およびチョンブリーの3県、また West Sub-region では、ラーチャブリーとサムートサコンの2県——都合13県である。この地域が、小作地率を指標とした地帯構成とまったく対応していることは明らかであり、したがって小作地率と小作農率という、以上二つの指標のいずれによっても、プラナコ

タイ農民層分解の形態 (2) (田坂)

ンとトンブリー地区を軸心とする半径 100キロの地域において、地主制の聳立を確認することができるのである。

ちなみに、プラナコン県を起点とする地理的展開と、自作・自小作・小作の3形態の比率との対応を示せば、ほぼ第3図のように描けるという。これによっても、100キロ圏内では、自作農の比率が50%の水準をわっていることが明らかである。

第3図 プラナコン (バンコク) とトンブリー地区を中心として
地理的距離と自・小作農率との相関



〔備考〕 James Allen Hafner, *The Impact of Road Development in the Central Plain of Thailand*. Michigan Univ., 1970 Fig. 8

なお、いま一つ注意しておきたいことは、小作関係の形成が一般的には未熟な North Central Region において、60年代をつうじての小作地率と小作農率の累進の結果、70年代に入ると、自作農率係数がマイナスを記録するような3県が現われたことである。この地域においても、地主小作関係が徐々に根をはり出し、従来の自作農体制が侵食されつつあることを示唆している。

傍註4. 第16表参考表A・B・C

基本表を補完する意味で、以下、3表を掲げることとする。ただし、分析について

第16表 参考表B 中部15県の小作農率と小作地率 1967-68年

県名	実数(戸数)				小作農率係数(%)						実数(ライ)		小作地率係数(%)			
	調査農家数	自作農	小作農	自小作農	構成比			15県平均超過率	63年基準増減率	調査土地面積	小作地	小作地率	15県平均超過率	58年基準増減率		
					自作農	小作農	自小作農									
Inner Central Region																
Phra Nakhon	105	26	52	27	24.8	49.5	25.7	94.9	25.3	5,137	2,942	57.3	34.2	0.4		
Thon Buri	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
Samut Prakan	82	14	39	29	17.1	47.5	35.4	87.0	15.3	4,471	2,942	65.8	54.1	4.8		
Nonthaburi	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
Pathum Thani	91	11	28	52	12.1	30.8	57.1	21.3	(-)23.2	5,194	3,128	60.2	41.0	1.7		
Nakhon Pathom	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
Ayuthaya	180	36	56	88	20.0	31.1	48.9	22.4	152.8	7,984	4,470	55.9	30.9	18.7		
Saraburi	97	37	26	34	38.1	26.8	35.1	5.5	83.6	4,433	1,952	44.0	3.0	130.4		
Ang Thong	72	36	13	23	50.0	18.1	31.9	(-)28.7	465.6	1,840	780	42.4	(-)0.7	17.8		
Sin Buri	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
Suphan Buri	257	124	36	97	48.2	14.0	37.7	(-)44.9	102.9	11,896	3,536	29.7	(-)30.4	(-)3.9		
Chai Nart	102	63	15	24	61.8	14.7	23.5	(-)42.1	145.0	3,058	845	27.6	(-)35.4	(-)15.3		
Lop Buri	124	39	49	36	31.5	39.5	29.0	55.5	593.0	5,206	2,426	46.6	9.1	51.8		
計	1,110	386	314	410	34.8	28.3	36.9	11.4	85.0	49,219	23,021	46.8	9.6	11.4		
East Sub-region																
Chanthaburi	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
Chachoengsao	166	41	70	55	24.7	42.2	33.1	66.1	52.9	9,229	5,677	61.5	44.0	3.7		
Chon Buri	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
Prachin Buri	77	30	12	35	38.9	15.6	45.5	(-)38.6	132.8	6,048	2,290	37.9	(-)11.2	15.2		
Trat	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
Nakhon Nayok	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
Rayong	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
計	243	71	82	90	29.2	33.7	37.0	32.7	171.8	15,277	7,967	52.2	22.2	23.4		
West Sub-region																
Kanchanaburi	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
Phetchaburi	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
Prachuap Khiri Khan	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
Ratchaburi	69	20	4	45	29.0	5.8	65.2	(-)77.2	(-)50.4	2,637	1,118	42.4	(-)0.7	1.2		
Samut Songkhram	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
Samut Sakhon	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
計	69	20	4	45	29.0	5.8	65.2	(-)77.2	(-)43.7	2,637	1,118	42.4	(-)0.7	9.3		
North Central Region																
Kamphaeng Phet	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
Tak	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
Nakhon Sawan	206	113	25	68	54.9	12.1	33.0	(-)52.4	51.3	10,811	2,270	21.0	(-)50.8	18.6		
Phichit	147	85	41	21	57.8	27.9	14.3	9.8	282.2	7,480	2,642	35.3	(-)17.3	135.3		
Phitsanulok	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
Phetchabun	89	76	8	5	85.4	9.0	5.6	(-)64.6	200.0	1,487	133	8.9	(-)79.2	394.4		
Sukothai	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
Uttaradit	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
Uthai Thani	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
計	442	274	74	94	62.0	16.7	21.3	(-)34.3	247.9	19,778	5,045	25.5	(-)40.3	68.9		
総計	1,864	751	474	639	40.3	25.4	34.3	—	141.9	86,911	37,151	42.7	—	14.2		

[備考] Phawa Nisin lae Kan Kha Khaw khong Chawna Phak Klang Prathet Thai, P.S., 2510-11. Tarangthi, 18, 19.

第16表 参考表C 中部5郡の土地問題 1974-75年

郡名	調査農家数		所有地 (ライ)	貸出地 (ライ)	借地 (ライ)	経営地 (ライ)	農家の経営上の諸問題 (戸数)									家族扶養に 必要な収入 の不足
	(戸)	(%)					借地率 (%)	土地 不足	豊度 低下	小作料 高騰	用水 不足	冠水	資本 不足	利子 高騰	生産価格 低落	
Suphan Buri 県																
Samchuk 郡																
自作農	16	28	1,019	131	—	888	—	4	—	—	9	—	5	—	—	(戸) 9
自小作農	19	33	546	—	495	1,041	47.6	13	—	—	19	—	9	—	—	17
小作農	14	25	—	—	540	540	100.0	14	—	3	12	1	6	—	—	12
無所有	8	14	—	—	—	—	—	8	—	—	2	—	8	1	—	8
計	57	100	1,565	131	1,035	2,469	41.9	39 (68%)	—	3 (5%)	42 (74%)	1 (2%)	28 (49%)	1 (2%)	—	46 (81%)
Ayuthaya 県																
Ladbualuang 郡																
自作農	7	14	345	—	—	345	—	1	—	—	1	3	4	3	4	4
自小作農	15	30	307	—	638	950	67.2	4	—	3	3	3	9	2	6	1
小作農	24	48	—	—	1,322	1,322	100.0	10	2	4	1	—	10	3	5	11
無所有	4	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	4
計	50	100	652	—	1,960	2,617	74.9	15 (30%)	2 (4%)	7 (14%)	5 (10%)	7 (14%)	24 (48%)	9 (18%)	16 (32%)	26 (52%)
Ang Thong 県																
Phothong 郡																
自作農	14	28	267	20	—	255	—	3	1	—	3	—	2	1	—	5
自小作農	16	32	161	—	213	379	56.2	3	—	—	2	—	1	—	—	4
小作農	12	24	—	—	161	161	100.0	2	—	3	2	—	5	3	—	6
無所有	8	16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	3
計	50	100	428	20	374	795	47.0	8 (16%)	1 (2%)	3 (6%)	7 (14%)	—	11 (22%)	4 (8%)	—	18 (36%)
Wisetchaichan 郡																
自作農	19	29	639	127	—	512	—	3	2	—	1	—	3	1	4	10
自小作農	13	20	145	—	176	321	54.8	3	1	1	1	—	4	—	2	5
小作農	21	32	5	—	345	350	98.6	10	1	5	1	1	6	—	3	13
無所有	13	20	—	—	—	—	—	8	—	1	—	—	5	4	—	10
計	66	100	789	127	521	1,183	44.0	24 (36%)	4 (6%)	7 (11%)	3 (5%)	1 (2%)	18 (27%)	5 (8%)	9 (14%)	38 (58%)
Phichit 県																
Bangmunmak 郡																
自作農	20	40	1,219	415	—	849	—	1	—	—	2	—	—	—	—	3
自小作農	5	10	91	—	101	192	52.6	—	—	—	1	—	—	—	—	1
小作農	18	36	—	—	515	515	100.0	4	—	1	5	—	10	2	—	14
無所有	7	14	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	2	—	—	5
計	50	100	1,310	415	616	1,556	39.6	7 (14%)	—	1 (2%)	8 (16%)	—	12 (24%)	2 (4%)	—	23 (46%)

[備考] Tarangrup Phawa Sedthakid lea Sangkhom klong Kasetkon. P.S., 2517-18 Eeksansathiti Chababthi 1, 2, 3, 4, 6 それぞれの Tarangthi 3, 23 より作成。

タイ農民層分解の形態 (2) (田坂)

は省略し、若干の注釈だけにとどめる。

A表は、この国最初の農業調査である C. Zimmerman の *Siam, Rural Economic Survey, 1930—31* を利用して作成されたもので、世界恐慌下でのタイ農村における土地問題の一端を示している。とくに、小作地率と穀商品化率とに注目されたい。なお、階層構成の数字は不十分で、しかも粗笨である。

B表は、Uthit Naksat の調査報告書『中部タイ15県における農民の米販売と負債状況、仏暦2510—11年』のなかより、小作農率と小作地率にかんする数字を抜きだして集計したものである。調査農家数は少ないが、各係数は基本表A・Bと同一の傾向を示している。

C表は、土地改良局が「農地改革法」(1975年2月)にもとづく「改革」実施のために行なった予備調査から作成されたものである。標本数が少ないのが難点ではあるが、とくに借地率と「家族を扶養するに必要な収入の不足」の農家率とに注目されたい。また、経営上の問題として、資本不足と土地不足をあげている農家が多いことにも留意されたい。

(3) 日雇・出稼の増加

タイ地主制の脊梁を構成する新デルタ地帯では、小作農と自小作農、すなわち地主的土地所有の規制下にある農家が、ほとんどの県で全農家のなかばを超え、さらにいくつかの県では全農家の6～7割にも及んでいる。さて、地主制のもとに編成された、このような農家は、その再生産をどのようにして実現しているのだろうか。

① 小作・自小作農経営の不安定性

タイ農業の零細性については、すでに第9表において明らかであるが、この点、ここでの重要点を構成するから、なお若干の表出を試みておこう。第17表は、小作・自小作別に耕作規模別構成を表示したものである。これによって、次の点が明らかとなる。

小作農において、耕作規模30ライ以下の零細農家の比重が50%を超える県は、Inner Central Region では12県中11県、East Sub-region では6県中4県となっており、West Sub-region と North Central Region とでは、すべての県がこの基準をこえている。また、自小作農において、30ライ以下耕作層の比重が30%をこえる県は、Inner Central Region で7県、East Sub-region で4県、West Sub-region で6県、North Central Region で4県、以上合計

タイ農民層分解の形態 (2) (田坂)

21県となっている。この単純な指標によってさえも、小作・自小作農家の経営の零細性を確認することができる。が、注意すべきは、その零細性一般ではなく、地主的土地所有関係によって制約を受けた零細性という点、または地代負担の経営に及ぼす影響という問題である。そこで、次に、地代負担の過重性を三つの側面において示しておこう。第18表A・Bがこれである。

純生産当り小作料率は、小作農の場合で平均30%前後、自小作農の場合で平均15%前後である。ただし、階層別にこれをみると、小作農の場合、60~80ライ層を境としてその両極にむかうほど大きくなり、自小作農の場合、逆に、20~40ライ層をピークとして拋物線を描いている。つぎに、生産量当りでみると、小作料率は、小作農で平均25%、自小作農で平均10%以上であり、またライ当りでは、いずれも30%を超えている。B表で特徴的なことは、小作料率は、地主制の中核的地帯=新デルタに属する県よりもその周辺地帯(とくに古デルタ)に属する県のほうが、生産量当りでみても、またライ当りでみても、概ね高いという事実である。これは、古デルタを中心に二期作が普及してきて

第18-A表 純生産当り小作料率(中部5県) 1964年

類型	耕作規模	米作 粗収益	米作 物財費	米作 純生産(A)	小作料及 び地租(B)	(B) / (A)
小 作 農	20ライ以下	3,036	513	2,523	1,003	39.8
	20~39ライ	5,718	601	5,117	1,587	31.0
	40~59ライ	8,027	1,138	6,889	1,827	26.5
	60~79ライ	9,729	1,758	7,971	1,851	23.2
	80~99ライ	13,814	2,689	11,125	2,795	25.1
	100ライ以上	22,275	3,289	18,986	6,708	35.3
	平均	8,014	1,088	6,926	1,962	28.3
自 小 作 農	20ライ以下	5,363	474	4,889	525	10.7
	20~39ライ	6,695	668	6,027	1,123	18.6
	40~59ライ	9,717	1,031	8,686	1,387	16.0
	60~79ライ	11,546	1,261	10,285	1,432	13.9
	80~99ライ	16,985	2,217	14,768	1,650	11.2
	100ライ以上	25,311	3,455	21,856	1,708	7.8
	平均	10,472	1,098	9,374	1,267	13.5

[備考] *Khwamsamphan rawang Kanthukhrong Thidin kap Phawakanphalit Klong Chawna nai 5 Changwats Phakklang. P. S., 2507. Tarangthi 31, 33 より作成。*

第17表 小・自作農別経営規模別構成 1973-74年

(単位：%)

小・自作別 耕作規模 県名	小 作 農						自 小 作 農					
	14.9ライ 以 下	15~29.9 ラ イ	30~44.9 ラ イ	45~59.9 ラ イ	60ライ 以 上	計	14.9ライ 以 下	15~29.9 ラ イ	30~44.9 ラ イ	45~59.9 ラ イ	60ライ 以 上	計
Inner Central Plain												
Pra Nakhon	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Thon Buri	57.11	42.89	—	—	—	100	55.54	36.39	8.07	—	—	100
Samut Prakan	34.84	29.15	24.37	7.76	3.88	100	13.61	12.66	14.25	28.27	31.21	100
Nonthaburi	19.60	57.13	15.13	8.14	—	100	35.07	32.63	24.37	6.10	1.83	100
Pathum Thani	7.61	28.24	17.92	26.87	19.36	100	7.86	19.12	26.11	19.42	27.49	100
Nakhon Pathom	19.60	42.12	11.35	10.09	16.84	100	21.57	18.98	30.96	15.72	12.77	100
Ayuthaya	18.16	39.36	12.32	16.50	13.66	100	8.09	18.41	34.60	22.50	16.40	100
Saraburi	32.95	30.55	3.16	24.88	8.46	100	8.05	14.58	28.85	19.59	28.93	100
Ang Thong	34.42	60.31	—	—	5.27	100	27.84	35.54	19.84	14.65	2.13	100
Sin Buri	30.53	34.38	16.62	18.47	—	100	7.61	24.19	45.60	13.83	8.77	100
Suphan Buri	35.42	43.93	17.57	—	5.08	100	13.75	29.93	25.39	19.72	10.58	100
Chai Nart	60.37	16.93	17.35	5.45	—	100	18.36	18.16	28.53	16.23	18.62	100
Lop Buri	5.15	66.89	18.53	7.75	1.32	100	5.13	20.56	37.69	19.22	17.38	100
East Sub-region												
Chanthaburi	—	—	—	—	—	—	35.02	25.21	26.20	4.90	8.67	100
Chachoengsao	25.63	29.44	20.14	13.42	11.37	100	14.49	8.72	40.22	7.42	29.15	100
Chon Buri	26.57	42.80	14.87	8.50	7.26	100	10.18	23.38	25.55	22.22	18.68	100
Prachin Buri	14.92	50.95	1.80	8.24	24.09	100	17.96	6.81	22.15	27.33	25.75	100
Trat	—	—	100.0	—	—	100	—	36.71	29.58	34.07	—	100
Nakhon Nayok	18.78	27.76	20.71	14.30	18.45	100	4.34	16.13	36.35	28.58	14.60	100
Rayong	100.0	—	—	—	—	100	25.20	30.98	20.37	—	23.45	100
West Sub-region												
Kanchanaburi	64.65	27.85	7.50	—	—	100	9.11	23.72	42.64	20.64	9.89	100
Phetchaburi	26.76	49.30	23.94	—	—	100	26.11	27.20	24.46	15.77	6.46	100
Prachuap Khiri Khan	77.14	22.86	—	—	—	100	14.63	22.16	14.05	30.46	18.70	100
Ratchaburi	62.33	27.49	10.18	—	—	100	22.86	34.66	23.27	12.04	7.21	100
Samut Songkhram	100.0	—	—	—	—	100	74.46	21.00	4.54	—	—	100
Samut Sakhon	57.79	36.13	—	8.08	—	100	24.87	44.73	11.21	19.19	—	100
North Central Region												
Kamphaeng Phet	63.43	36.57	—	—	—	100	2.18	14.25	29.65	24.63	29.31	100
Tak	100.0	—	—	—	—	100	39.27	21.05	23.22	10.67	4.79	100
Nakhon Sawan	14.14	58.94	18.75	8.17	—	100	6.45	9.83	27.31	30.63	25.78	100
Phichit	19.97	43.28	8.81	—	27.94	100	2.97	11.71	24.49	40.90	19.93	100
Phitsanulok	57.76	27.48	14.76	—	—	100	7.10	18.77	26.95	42.66	4.79	100
Phetchabun	31.92	58.86	9.22	—	—	100	28.70	21.46	21.19	15.62	13.03	100
Sukothai	26.25	73.75	—	—	—	100	27.28	21.62	34.06	10.42	6.62	100
Uttaradit	61.95	38.05	—	—	—	100	35.91	18.19	38.05	5.46	2.39	100
Uthai Thani	25.70	34.81	39.49	—	—	100	3.32	9.74	62.41	10.41	14.12	100

[備考] Laksana Kanthukrongthidin Phua Kasedkam, P. S., 2516-17. Tarangthi 2, 3, 4~12 より作成。

タイ農民層分解の形態 (2) (田坂)

第18-B表 生産量当り・ライ当り小作料率 (農家当り平均) 1965年

類型	県 別	耕作面積 (ライ)	生産量(A) (タング)	飯 米 量 (タング)	小作料(B) (タング)	(B) / (A)	ライ当り 小作料率	
小 作 農	Pra Nakhon	48	1,611	196	334	20.7%	22.7%	
	Thon Buri	35	1,201	188	311	25.9	26	
	Samut Prakhan	48	1,588	186	392	24.7	33	
	Chachoengsao	55	1,583	221	340	21.5	23	
	Nakhon Pathom	33	942	168	217	23.0	27	
	Saraburi	38	1,063	194	306	28.8	30	
	Kanchanaburi	22	345	104	115	33.3	32	
	Phetchaburi	19	576	165	270	46.9	47	
	Chai Nart	20	703	171	60	8.5	38	
	Sin Buri	18	402	119	126	31.3	52	
	Suphan Buri	34	792	171	257	32.4	42	
	平 均	34	984	171	248	25.2	31	
	自 小 作 農	Pra Nakhon	68	2,230	270	171	7.7	25
		Thon Buri	64	1,993	289	285	14.3	29
Samut Prakhan		60	1,923	280	271	14.1	33	
Chachoengsao		81	2,269	299	231	10.2	22	
Nakhon Pathom		50	1,441	206	147	10.2	33	
Saraburi		66	1,813	282	142	7.8	34	
Kanchanaburi		34	606	192	78	12.9	39	
Phetchaburi		37	1,112	261	221	19.9	47	
Chai Nart		35	1,144	233	52	4.5	39	
Sin Buri		34	761	187	121	15.9	55	
Suphan Buri		50	1,224	242	99	8.1	41	
平 均		53	1,502	249	165	11.0	33	

[備考] Khwamsamphan rawang Kanthukhrong Thidin kap Phawakanphalit Klong Chawna nai 11 Changwats Phakklang. P. S., 2508 Tarangthi 10-1, 10-2, 24-2, 24-3 より作成。

いることによるものであると思われる。

以上の諸点から第18-A・B両表が示す意義を、次のように整理することができる。

(1)第18-A表および第10-A・B表(価値実現指標表)によれば、小作料は剰余労働の大きな部分を吸収するほどの地代範疇として、あるいは萌芽的利潤の成立をほとんど許さぬほどの地代範疇として、小作農の経営に重くのしかかっていることが明らかである。したがって、いわゆる貨幣所有者は、利潤を目

タイ農民層分解の形態 (2) (田坂)

のとする借地農業経営を志向するよりも、むしろ地代取得を目的とする寄生地主化を志向するであろうことが予測される。

(2)第18—B表のライ当り小作料率は、地主小作関係における生産物の分配が、平均的には、地主取前が1に対して小作取前が2の割合であることを明示している。それゆえ、小作農経営においては、たとえ自作農経営と同一規模で同量の労働を投下しているとしても、収益は自作農の3分の2にとどまるのである。したがって、小作農経営が農業収入のみによって再生産を実現しうするためには、自立しうる自作農経営のほぼ1.5倍の経営規模を有することが必要となる。いま、1970年代前半段階での自立的自作農経営、つまり自作中農の経営規模を検すると、上層で60~80ライ、下層でも40~60ライの規模が必要である。したがって、小作農経営が農業経営として自立するためには、最低60ライ以上の耕地規模を確保しなければならない。しかし、第17表にみられるように、60ライ以上の経営規模をもつ小作農は、ごく僅かしか形成されていない。したがって、大多数の小作農家は、農業経営としての非自立性を兼業収入によって補填する必要性に直面しているのである。かかる事情を、農家経済分析指標によって確認すれば、第19表のごとくである。

まず、1960年代半ばにおいて(A表)、農業依存度、つまり農家所得のなか

第19-A表 農家経済分析指標 中部11県 1965年 (単位: パーツ)

分 析 指 標	自 作 農	自 小 作 農	小 作 農
1. 農業粗収益	14,021	11,209	6,399
2. 農業経営費	6,746	5,675	3,018
3. 農業所得 1-2	7,275	5,534	3,381
4. 農外所得	2,060	1,765	1,567
5. (うち貸金収入)	1,048	1,421	1,459
6. 農家所得 3+4	9,335	7,299	4,948
7. 家族家計費	11,304	9,980	7,110
8. 農業依存度 (%) 3÷6	77.9	75.8	68.3
9. 家計費充足率 (%) 3÷7	64.4	55.5	47.6
10. 農業所得率 (%) 3÷1	51.9	49.4	52.8
11. プロレタリア化率 (%) 5÷6	11.2	19.5	29.5

[備考] *Khwamsamphan rawang Kanthukhrong Thidin kap Phawakanphalit Klong Chawna nai 11 Changwats Phakklang, P. S., 2508. Tarangthi 27, 33, 34, 35, 36 より作成。*

タイ農民層分解の形態 (2) (田坂)

にしめる農業所得の割合は、小作農において最も低く、68.3%、つづいて自小作農の75.8%、自作農の77.9%であり、この結果、農業所得による家計費充足率は、小作農では50%の水準を下回り、自小作農・自作農でも、それぞれ55.5%と64.4%の水準にとどまっている。したがって、農業依存度と家計費充足率の、このような低水準のもとで、農業経営は、農外所得とくに賃金収入への傾斜を強めざるをえないのである。農家所得のうちにしめる賃金収入の割合を、プロレタリア化率と呼ぶなら、このプロ化率は、小作農において30%と最も高く、自小作農と自作農ではそれぞれ19.5%と11.2%となっている。

つづいて、1970年代半ばについて (B表)、農業依存度をみると、各郡によってかなりの相異がみられるが、アユタヤ県のラートブゥアルアン郡をのぞく4郡では、小作農において最も低く、45%から70%のあいだにある。つまり、これら4郡の調査小作農経営は、農家所得のうち30%から55%を農外所得に依存し、その多くは賃金収入によって補われている。

かくて、地主制のもとに編制された小作・自小作農は、経営の零細性とそのうえに過重化される地代負担の圧力を一つの要因として、農業依存度と家計費充足率を悪化させ、逆に、農外所得とくに賃金収入への依存を高めることによって、零細小作農経営との結合をはかっているのである。(なお、経営破綻の他の諸要因については、拙稿「タイ農民層分解の論理」第二節の〔二〕を参照されたい。『立命館経済学』第26巻第3号所収)

②日雇・出稼の増加

かかる零細農民は、「潜在的」過剰人口として、絶えず農業内外にわたる就業機会をうかがい、低賃金労働力の供給源をなしているのである。したがって、これらの日雇農民の実態を定量的に把握しておくことが重要である。そこでまず、二つの村落の事例をあげておく。

(1)バンマー村第8部落は、さきに出した第13-B表からも明らかなように、30ライ以下の耕作層が13戸、また非耕作世帯が4戸、存在している。これら17戸のうち、商業に従事する3戸をのぞいて、14戸は、なんらかの農外所得を必要としている階層とみて、まず間違いない。ここで、この部落の「出稼きその他」についての報告を紹介しておく。

タイ農民層分解の形態 (2) (田坂)

第19-日表 農家経済分析指標 1974-75年

(単位: パーツ)

郡 別	農業所得	農外所得	農家所得	農業依存度
Suphan Buri 県				(%)
Samchuk 郡				
自作農	4,757.5	2,650.0	7,407.5	64.22
自小作農	3,937.9	1,802.6	5,740.5	68.60
小作農	2,402.9	3,005.7	5,408.6	44.43
Ayuthaya 県				
Ladbualuang 郡				
自作農	29,858.6	1,142.9	31,001.4	96.31
自小作農	39,491.3	2,504.0	41,995.3	94.04
小作農	110,336.2	5,165.8	115,502.1	95.53
Ang Thong 県				
Phothong 郡				
自作農	10,227.7	1,800.0	12,027.7	85.03
自小作農	16,248.6	1,343.1	17,591.8	92.37
小作農	5,026.2	3,659.2	8,683.3	57.86
Wisetchaichan 郡				
自作農	28,904.7	5,926.3	34,831.1	82.99
自小作農	14,408.5	2,478.5	16,886.9	85.32
小作農	7,396.2	3,334.3	10,730.5	68.93
Phichit 県				
Bangmunmak 郡				
自作農	8,231.0	4,485.0	12,716.0	64.73
自小作農	21,625.4	2,000.0	23,625.4	91.53
小作農	5,600.7	3,305.7	8,906.2	62.89

(備考) 1) *Tarangrup Phawa Sedthakid Iea Sangkhom kong Kasetchon. P. S., 2517-18.*

Eeksansathiti Chababthi 1, 2, 3, 4, 6 それぞれの Tarangthi 16 より作成。

2) 「農業所得」には、畜産物収入も含まれる。

「この2、3年に部落からの出稼ぎは急にふえている。10家族から20人の若者がバンコクに出稼ぎに出ている。家長の出稼ぎは一例だけで、ほかはみな独身者であり、ほとんど15~25歳である。建築現場、織物工場、船漕ぎ、飲食店、女中などさまざまであるが、ほとんどが未熟練労働である。」

「また、部落の内外での賃労働も盛んである。耕地面積が多く若干ゆとりのある家族以外は、農作業、土地改良、精米所、灌漑局地方事務所など、あらゆる賃労働の機会をとらえて現金収入を求める。現金支出においつかねば

ならないからである。」(友杉、前掲論文、91頁)

(2)バンプラオ村の第9区および第12区の両部落において、30ライ以下の経営層はあわせて21戸、非耕作世帯は14戸である(第14-B表、第15-B表)。全世帯の44%をしめる、これら35戸は、農業収入だけでは再生産を実現しえないところの、貧農・半プロ層とみて差支えないだろう。つぎに、この部落の日雇労働力についての報告を引用しておく。

「1930年代までは東北地方からの出稼ぎ労働力が農繁期の労働力不足を解消するため利用されたといわれる。」しかし「現在この東北地方からの出稼ぎ労働者はこの地方では見られず、在地の日雇労働者がこれに代わっている。」すなわち「世帯主が日雇労働者の世帯は、第9区と第12区を合わせると80戸のうち少なくとも14戸は存在する。この日雇労働者世帯の労働力は特定の農業経営の労働力不足を補充する第1の源泉である。」「おそらく商品経済が十分浸透しない時代の特定の農家の労働力不足は一時的なものであり、親族共同体内部の相互扶助や個々の農家の双務的労働力の交換によって解消されたのであろう。ところが土地所有の不平等、農業従事労働力の不平等、都市化による労働力流出などのため、これら相互扶助では補充できない労働力の配分構造が成立し、これを補充するために日雇労働力への依存が定着化したのではないかとみられる。」(北原、前掲論文(Ⅱ)、26~27頁)

以上を要するに、賃金収入への依存を農家経済再生産の不可欠の要因とせざるをえない貧農・半プロ層が、地主的土地所有によって制縛された経営規模の零細性に一つの根拠をおくところの、農家経済の破綻のなかで、広範に形成され、かつ堆積されてきているのである。このようにして折出された日雇労働力が、農業内外においてどのような賃労働関係=労働市場を形成しているかが、次に問われなければならない課題である。

しかしながら、ここでは、とりあえず農業内の賃労働関係にのみ問題を限定し、しかも第20表程度の資料で満足しなければならない(農外にわたる労働市場の展開については、別稿を用意したい)。A・B・Cの3表は、各時点における農業賃労働の階層別導入状況を明らかにする目的で作成されたものである。

タイ農民層分解の形態 (2) (田坂)

第20-A表 農家当り平均農業雇用労働日

Area I 1953年

耕作規模	賃労働 雇用 農家率 (%)	農家当り 平均雇用 労働日 (日)
6 ライ以下	5.91	23.9
6～15 ライ	12.80	6.8
15～30 ライ	15.94	15.7
30～60 ライ	24.25	48.2
60ライ以上	40.16	174.9
平均	19.74	43.5

〔備考〕 1) *Thailand Economic Survey, 1953.*
Table 18.2) Area I については、第3-A表の
備考2を参照。

(1)1950年代前半 (A表)。60ライ以上の階層とそれ以下の階層との間に、賃労働を雇用する農家の割合の点においても、また農家当りの平均雇用労働日の点においても、明らかに大きな開差がみられる。60ライ以下の階層では、農家当りの平均雇用量はせいぜい50日以下であり、したがって賃労働の搾取というまでにはいたらず、中貧農の域を脱していない。一方、60ライ以上の階層では、その40%にあたる農家が平均175日にもおよぶ雇用労働力を利用しており、したがってその経営は、家族労働力を支柱としながらも雇用労働力をも併用した富農的経営といえることができる。

(2)1960年代半ば (B表)。自作農では、耕地規模60ライ以上と以下との間に、また小作・自小作農では、40ライ以上と以下との間に、農家当りの平均雇用費という点において、ひとつの開差がみられる。1950年代前半のバンチャン村の定雇の年間賃金は平均857バーツであったと報告されているが (K. Janlekha, *A Study of the Economy of a Rice Growing Village in Central Thailand*. 1955, Bangkok pp. 85)、いま、その10年後の60年代半ばの定雇の賃金を平均1,000バーツと仮定するならば、60～100ライの自作農は、その雇用費の大きさからして、定雇一人と若干の臨時雇を雇用していることになる。また、40～80ライ規模の小作・自小作農も、これと同様の推定が成立つ。これに対して、60ラ

タイ農民雇分解の形態 (2) (田坂)

第20-B表 農家当り平均雇用費 (米作支出)
中部5県 1964年 (単位: パーツ)

耕作規模	自作農	自小作農	小作農
20 ライ以下	300	294	178
20～39 ライ	789	711	454
40～59 ライ	974	1,227	1,122
60～79 ライ	1,404	1,685	1,687
80～99 ライ	1,790	2,983	2,428
100ライ以上	5,499	2,985	3,462
平均	1,188	1,314	979

(備考) *Khwamsamphan rawang Kaphukhrong
Thidin kap Phawakanphalit khong Chawna
nai 5 Changwats Phakklang. P. S., 2507
Tarangthi 33.*

イ以下の自作農の、1,000パーツ以下という雇用費の大きさは、農繁期における労働ピークをきりくずすために臨時に雇用労働力を導入した場合の金額と推察でき、賃労働の搾取というまでにはいたらないと思われる。したがって、この階層は、雇いもするが雇われもする階層、あるいは雇うよりも雇われるほうが大きい階層とみて間違いない。

(3)1970年代半ば (C表)。農家当り平均農業雇用費は、デルタ下流部に属す

第20-C表 農家当り平均農業雇用費 1974—75年 (単位: パーツ)

県・郡	自作農	自小作農	小作農
Suphan Buri 県 Samchuk 郡	1,140.0	457.9	221.4
Ayuthaya 県 Ladbualuang 郡	7,062.1	3,938.0	5,152.1
Ang Thong 県 Phothong 郡 Wisetchai chan 郡	1,781.6 3,502.5	2,138.1 2,295.4	906.3 1,384.3
Phichit 県 Bangmunmak 郡	4,573.8	2,569.0	1,980.3

(備考) *Tarangsrup Phawa Sedthakid lea Sangkhom khong Kasetkon.
P. S., 2517-18. Eeksansathiti Chababthi 1, 2, 3, 4, 6 それぞれの
Tarangthi 12.*

るラートブールアン郡とデルタ上流部に属する他の4郡との間に、地域的不均等性がみられるが、全体としては、60年代半ばの時点とくらべて著しく増加している。「中部平原ではこの日雇賃金の相場は苗取りが100ガム(束)につき15パーツ、田植えがライ当り20パーツ、稲刈りがライ当り25~30パーツ程度である」(宍戸寿雄編『タイ経済発展の諸条件』、アジア経済研究所、1973年、68頁)といわれている。とすると、C表の各郡の農業雇用費は、かなり多くの日雇労働力が雇用されていることを想像させる。

以上、A・B・C3表は、雇用費を必ずしも正確に計上しているとは思われないが、しかし、それにもかかわらず、農業内における賃労働の雇用関係がかなり広範に展開してきていることが窺われるだろう。なお、ここで次の点に留意すべきである。

(1)農業内における、こうした賃労働関係の発展は、もとより、本質的には地主小作関係と性格を異にするものであるが、しかし地主的土地所有は、賃労働関係の一定程度の発展を前提にし、かつそれに寄生するという側面をもつものである。すなわち、地主小作関係の継続・発展は、農閑副業・日雇・出稼等の補足による農家経済の最小限での再生産を基礎にして、はじめて実現しうるのである。逆にいえば、地主小作関係の進展が、地代負担に悩む零細小作農の半プロ化の圧力をなし、農業内外に賃労働関係をおしすすめる一つの要因となっているのである。その意味で、地主小作関係は、賃労働関係の形成と相伴って進展しているといえるだろう。

とはいえ、(2)農業における賃労働の発展とは、一般的には、ブルジョア的経済関係の形成ということであり、したがって、一方に、賃金収入を再生産の不可欠の要因とせざるをえない貧農・半プロ層が形成されるとともに、他方に、これらを雇用する富農的経営が進展していなければならない。しかしながら、すくなくとも米作経営に関するかぎり、すでに前段で指摘したように、厳密な意味での萌芽的利潤の形成はみられず、したがって、経営上向化の可能性はきわめて困難となっている。事実、耕作規模別農家構成の推移をみても中・富農層の広範な落層化がみられるところである。とするならば、タイ農業にみられる賃労働の展開とは、小ブルジョア的経済関係の発展を意味せず、むしろアウ

レング (Auraeng) とかロングケーク (Long kaek) とか呼ばれる伝統的な共同態の労働編成の解体化のなかで、その代位と補完の範囲内で賃労働が雇用されているとみるべきかもしれない。ともあれ、この点の実証的な究明は今後の課題としなければならない。

〔2〕地主類型

1960年代以降、農民層よりの土地所有の分離の拡大は、一方において、前段で明らかにしたごとく、中部デルタを中心に、農民を小作農民として地主制下に編成せしめたが、これに対応して、地主を普遍的に成立させる過程も同時に進行した。そこで、今度は、この地主の類型と数について、資料はきわめて乏しいけれども、ある程度の分析をくわえておかなければならない。

(1)地主類型

ここであつかう地主とは、たんに土地（農地・宅地・工場敷地など）の所有者という意味ではなく、また、所有地の貸借関係が形式的に成立している場合の地主一般をさすのでもない。たんなる所有地の貸借関係は、各時代に一般的なものとして、いわば歴史貫通的に見出すことができるものである。また、地主手作経営において見出される地主小作関係も、厳密には本来の地主小作関係とはいいがたい。もっとも、手作地主が自作経営地を上回った余り地を周辺の農民に貸与し、小作料を取得している以上、一種の地主小作関係が形成されているにはちがいない。しかし、手作地主にとっては、あくまで自己経営地が彼の主たる生活手段であり、貸付地からの小作料はその補足部分にすぎないという点で、寄生地主とはことなるとみななければならない。したがって、手作地主とは、本来の地主ではなく、むしろ富農の一亜種形態というべきであろう。

ここでわれわれがいう本来の地主とは、(1)生産の目的のために土地を所有するのではなく、もっぱら貸与のためにのみ所有している寄生地主のことである。すなわち、彼の土地所有は貸与を目的とし、貸与の代償としての一定量の小作料の取得のためにのみあるのである。(2)また貸与によって取得する小作料は、たんに自家消費を目的とするものではなく、市場に投下して富の拡大再生産を目的とするものである。このように、地主的土地所有とは、たとえその一

タイ農民層分解の形態 (2) (田坂)

部分を自作することがあるとしても、主としては他人に貸与して剰余労働部分を取得することを目的とする土地所有形態のことである。

以上を地主の一般的規定とするなら、特殊的には、地主を、土地所有の集積様式にもとづいて3類型に分類することができる。すなわち、寄生地主は、(1)大衆一般の土地集積によって成りあがった土地集積地主と、(2)何らかの形で国家権力と結びつき、大規模な新田開発や運河開発によって地主となった新田開発地主とに、大別することができる。そして、(1)の土地集積地主は、明らかに2条の形で展開している。すなわち、(1)農村内部に根をおろし、農業生産力の増進と農民の土地所有よりの分離とを軸として展開する村方地主と、(2)地方的流通の拠点となっている町場の商人＝高利貸が、土地投資目的で外部から農村に喰いこんでいく商人地主とである（以上、大石慎三郎「寄生地主形成の起點」古島編『日本地主制史研究』所収、岩波書店1958年、などを参考）。

さて、かかる地主類型は、中部タイの農村においていかなる形態で見出されるであろうか。まず、友杉孝氏の地主分類をみておこう。

「バンコク在住の大地主は王族、商人、官吏（かつて高級官吏）、カトリック教会等である。これら大地主は所有地に代理人をおいている。代理人は小作人から定額の小作米をうけとり、これを現金化して地主に納める。代理人の手数料は10%が普通である。小作料は大体収穫の4分の1ないし3分の1ていどで不作の年は減免される。大地主と小作人との間にはパーソナルな関係は全くないといってよい。……

地方郡役場所在地に住む中地主は、官僚、商人である。これら中地主の所有規模は、数千ライに及ぶ場合もあるが、千ライ未満の場合が多い。中地主は小作地に代理人をおかずに、小作人と直接に交渉する。小作料の形態はさまざまであり、小作料の率も多様である。大体、現金定額と現物定額が相半ばしており、その額は収穫の3分の1ていどである。しかし、小作料は漸次高くなる傾向にある。これら中地主はその居住地である郡役場を中心とした地域社会において、顔役でもある。……

在村小地主と小作人との関係は、きわめて多種多様である。在村地主の所有規模は小さく、200ライに達するものは少ない。老齡化したために所有地

タイ農民層分解の形態 (2) (田坂)

を他人に貸付けている場合も少なくない。小作料は他の二つの地主に対して高く、収穫の3分の1ないし2分の1にもおよぶ。形態としては、現物定額、現金定額があるが、傾向としては現金定額が増加しつつある。最近の注目すべきことは金納前払いである。これは、小作人を求める土地なし農民の競争が激化したことによる。(友杉「タイ農業問題と村落社会」滝川編『東南アジアの農業・農民問題』所収、亜紀書房、1971年、123～124頁)。

友杉氏は、以上のように、居住地を分類の基準として(1)「バンコク周辺の大地主」、(2)「地方郡役場所在地に住む中地主」、(3)「在村小地主」、の3類型をあげている。この3類型と、先にあげた、土地集積様式の差異にもとづく3類型とは、ほぼ対応した関係にある。すなわち、新田地主は、そのほとんどが氏のいう「バンコク周辺の大地主」で、しかもしばしば王族・官僚である。また、土地集積地主のうち、村方地主は「在村小地主」にあたり、商人地主は「地方郡役場所在地に住む中地主」に対応するであろう。この点を念頭において、次に、第21表A・Bを検討しておこう。

まず、A表において、最も大きな比重をしめる「同一県内の地主」とは、村方地主か商人地主かは別にして、ほぼ土地集積地主とみて間違いないだろう。また、「プラナコン県とトンブリー県の地主」および「その他の県の地主」とは、一部に新田地主が含まれているかもしれないが、ほとんどが商人地主であるにちがいない。つづいて、B表において、「親戚」と「近隣の知人」からなる地主とは、遅れた血縁的な小作関係ともとれるが、ほぼ村方地主とみて大過

第21-A表 地主類型と小作地面積 (中部11県) 1965年

地主類型 (居住地による分類)	小作地面積 (ライ)			
	自作農	(%)	小作農	(%)
同一県内の地主	6,338	78	8,593	85
プラナコン県とトンブリー県の地主	1,424	18	948	10
その他の県の地主	303	4	513	5
計	8,065	100	10,054	100

〔備考〕 *Khwan samphan rawang Kanthukhrong Thidin kap Phawakanphalit Klong Chawna nai 11 Changwats Phakklang. P. S., 2508. Tarangthi 6.*

第21-B表 地主類型と小作地面積 (中部11県) 1965年

地主類型 (職業その他による分類)	小作地面積 (ライ)			
	自小作農	(%)	小作農	(%)
親 戚	2,667	33	2,872	29
近 隣 の 知 人	2,395	30	2,772	28
県 都 居 住 の 地 主	1,543	19	2,957	28
商 人	648	8	515	5
両 親	281	4	190	2
財 産 管 理 事 務 所	278	3	258	3
寺 院	120	2	73	1
官 吏	39	0.5	348	3
そ の 他	94	1	69	1
計	8,065	100	10,054	100

〔備考〕 出所は、第21-A表と同じ。 Tarangthi 5.

ないだろう。また、「両親」とあるのは、相続予定地などの両親の土地を管理し、収穫物の一定部分を両親の扶養費にあてている場合を指すものと考えられる。次に、「県都居住の地主」と「商人」とは、いうまでもなく商人地主にはかならない。さらに、寺院地主も若干みられるが、しかし寄生地主のなかではいわば傍流に属するものといえよう。

なお、タイにおける新田地主について、若干の説明をつけくわえておきたい。この国の新田地主は、19世紀末以降の、新デルタにおける大規模な運河開発と関連して形成されたものである。新デルタの運河開発は、1870年代から、それまでの交通路としての運河建設から米作地拡大のための運河建設へと、開発目的に変化がみられ、しかもこの運河開発が私的営利事業としても実施されはじめた。たとえば、ルアングペーング (1888年)、ウドム・チョンチョーン (1888~89年)、ラングシット (1888~90年)、プラピモン (1890~1933年)、プラーバンルー (1892年)、バングプリー (1898~1901年) などの運河である。「この中で最大規模のものは1888年に着工したラングシット地域米作地拡大事業で……開発面積は24万ha……運河網総延長は1,200kmに及ぶ。」(石井編、前掲書、271頁)。こうして運河建設によって開発された土地は、バンコクの王

族や商人に売りわたされ、かれらはそれを入植農民に貸与して寄生地主としての地歩を固めたのである。新デルタにおける小作地率の高さは、一つにはこの新田地主の形成と関連していると思われる。

タイの地主制は、以上の諸類型のうち、村方地主を広大な裾野とし、地方都市の商人地主を中堅的支柱として構成され、以上の基盤のうえに、旧時代以来の王族・官僚などの新田地主が聳立すると推察される。ただし、これら地主の内部構成についての分析は今後の課題として残されているといわざるをえない。

(2)地主数

戦後期における小作関係の拡大が、その対極に地主の普遍的な成立をもたらしたことは間違いないが、しかしこの地主の数の問題となると、皆目見当がつかないというのが実状である。したがって、ここでは、参考までに若干の数字をあげるにとどめなければならない(第22表)。

まず、地券のある50ライ以上の地片数と1,000ライ以上所有の地主数とを、1952年度について表出しておく。これは、アメリカの技術経済援助特別使節団が、土地局(Dept. of Land)の地籍簿から拾いあげたものである。1,000ライ以上を所有する巨大地主数は、この時点で、調査16県中166名で、とくにパトムタニー、ナコンナヨック、チャチュンサオ、アユタヤなどの地主制の中心地帯において著しい。

次に、1971年度について、地券数とこの地券によって権利設定された土地面積についての数字を表示する。なお、ここで、地券について若干の説明が必要だろう。

タイの土地法は、土地に対する権利関係を3種類に規定している。(1)「占有証」(Bai Chong, S. K. 1)。これは、無主地を通常3年間占有することを許可するものである。ただし、この占有証は、土地権利証書としては一番弱く、金銭の貸借のさい、担保能力に乏しいものである。(2)「占用証」(N. S. 3)。これは、占有証発行の2年後に、その所有者が少なくとも占有地の75%を耕作し利用しているとき、発行されるものである。地券発行の前提となる土地測量事業が遅れているために、中部タイを除く地域では、事実上の地券として取扱わ

タイ農民層分解の形態 (2) (田坂)

第22表 地券と地主数

県名	1952年		1971年		1973-74年 140 ライ以 上所有者の 自作農に占 める率
	「地券」の ある50ラ イ以上の 地片数	1,000ラ イ以上所 有の地主 数	「地券」数	「地券」によ って権利設 定された土 地面積	
Inner Central Plain	(区画)			(ライ)	(%)
Pra Nakhon	3,374	—	238,678	302,485	—
Thon Buri	701	—	80,842	239,153	—
Samut Prakan	1,764	10	40,633	417,655	—
Nonthaburi	1,675	—	59,324	363,496	—
Pathum Thani	4,217	54	25,996	263,686	2.29
Nakhon Pathom	2,858	6	63,735	882,712	0.26
Ayuthaya	7,541	17	123,748	1,480,016	0.91
Saraburi	942	6	50,646	594,754	4.51
Ang Thong	189	—	52,761	395,019	50.87(?)
Sin Buri	207	—	30,553	313,739	—
Suphan Buri	2,576	—	57,494	885,975	1.26
Chai Nat	119	—	13,111	134,550	0.93
Lop Buri	1,100	—	45,068	479,768	3.06
計	27,263	—	882,589	6,753,008	—
East Sub-region					
Chanthaburi	163	—	18,530	112,086	0.23
Chachoengsao	6,321	23	44,747	1,188,537	2.55
Chon Buri	1,176	1	58,861	618,611	6.30
Prachin Buri	1,459	3	12,740	290,576	5.35
Trat	—	1	5,566	39,277	1.51
Nakhon Nayok	1,993	33	19,239	513,265	—
Rayong	—	—	6,934	62,751	1.55
計	11,112	—	166,617	2,825,103	—
West Sub-region					
Kanchanaburi	—	1	10,649	30,041	3.37
Phetchaburi	375	1	59,922	466,635	0.64
Prachuap Khiri Khan	—	—	9,042	52,509	0.34
Ratchaburi	663	2	67,090	589,833	1.21
Samut Songkhram	44	2	27,122	141,742	—
Samut Sakhon	1,415	2	29,229	325,306	—
計	2,497	—	203,054	1,606,066	—
North Central Region					
Kamphaeng Phet	—	—	2,695	13,521	2.77
Tak	—	—	3,583	5,775	—
Nakhon Sawan	891	4	33,696	397,398	2.99
Phichit	328	—	19,197	299,607	0.12
Phitsanulok	50	—	34,756	263,135	0.89
Phetchabun	—	—	5,887	26,694	3.14
Sukothai	11	—	19,093	149,746	—
Uttaradit	10	—	26,004	136,776	0.34
Uthai Thani	712	—	23,204	350,101	—
計	2,002	—	168,115	1,642,753	—

〔備考〕 Report on Land Development in Thailand, 1952. Appendix A (京大 HRAF 資料27).
Statistical Yearbook, Thailand, 1972-73. 98表, および Laksana Kanthukhrong Thidin
Phua Kasedkam, P. S., 2516-17, Tarangthi 2 より作成。

れている。(3)「地券」(Chanod Thidin)。これは、無条件封土証書 (a Fee Simple Deed) として、完全な土地所有権を表示し、譲渡も自由である。これら3種類の証書によって、権利が設定された土地面積は、「最近の概算では、占有証250万ライ、占用証1,120万ライ、地券750万ライ、まったく証書のないもの4,000万ライである」(J. Ingram, *op. cit.*, pp. 266) といわれている。

第22表の地券数は、したがって、地券の発行によって完全な所有権が設定された土地の区画数を示すものであるが、これはまた、近似的に、土地所有者数を示唆するものとなっている。もっとも、この所有者数のうち、寄生地主数がどれくらいか比重を占めるかは、まったく不明であるが。

最後に、1973—74年度について、140ライ以上を所有する農家の、自作農に占める割合を、参考までに掲示しておく。

〔3〕階級構成

われわれは、上来、タイ農民層の階級分解度と分解の性格について検討し、チャオプラヤー・デルタの各地域において地主小作関係と賃労働関係が広汎に展開してきていることを明らかにした。そこで、最後に、これら農民層の階級構成を試論的に示し、以上の締括りにしておきたい。

注意点・階級区分の方法

そもそも農民層を階級的に区分するということは、農民各層の階級的な勢力配置を明らかにし、労働者階級が農民にたいしてどのように働きかけ、農民のどの階層を同盟者としてどう獲得するかということについて、階級的に正しい態度・方法を明らかにするためである。とするならば、農民層を階級的に区分する基準とは何かということが、次に問われなければならないが、そのためにも、まず、階級とは何かということが明確にされる必要がある。この点、ここではとりあえず、レーニンの『偉大な創意』から、次の文章を引用しておく。

「階級とよばれるのは、歴史的に規定された社会的生産の体制のなかで占めるその地位が、生産手段に対する関係（その大部分は法律によって確認されている）が、社会的労働組織のなかでの役割が、したがってかれらが自由にしうる社会的富をうけとる方法と、分け前の大きさが、他と違う人びとの大きな集団である。階級とは、一定の社会経済制度のなかで占めるその地位が違うことによって、そのうちの一方が他方の労働をわがものとする事ができるような、人間の集団をいうので

ある。」(レーニン全集、大月書店、第29巻、425頁)

この文章全体から明らかのように、階級関係とは、「生産手段にたいする関係」や「社会的労働組織のなかでの役割」や「分配関係」などにもとづいて形成されるところの、「一方が他方の労働をわがものとする」搾取関係ということである。したがって、農民層を階級的に区分する基準も、生産手段の所有関係にもとづいて形成される場所の搾取関係という原則にかわりないのである。それでは、タイの農民層は、具体的にはどのように区分されるべきであろうか。

タイの地主制のもとでは、寄生地主制的な土地所有関係にもとづく高率地代の搾取・被搾取関係を基本的な基準として、地主、自作、自小作、小作および雇農という階級に、まず区分することができる。と同時に、資本主義のもとでの商品経済の浸透とともに、共同態的労働編成が解体し、その代位と補完という形で、賃労働関係が形成されているのであるから、富農(一定の賃労働を恒常的に搾取しているブルジョアの農民)、中農(本質的には搾取もせず搾取もされない小ブルジョアの農民)、貧農(半プロレタリアの農民)および農業・農村労働者(プロレタリア)という階級に区分することも必要である。なお、念のため指摘しておけば、自作、自小作、小作という階級のなかにも、それぞれ富農、中農、貧農は存在しているのである。

ところで、重要なことは、これら2つの基準にもとづく階級区分をどう統一的に把握するかということである。ここで、かつてレーニンが、旧ロシアにおいて、半封建的な社会経済的特質と階級分化の状況に即して、農奴制の大土地所有者＝地主、富農、中農、貧農、農業プロレタリアートという階級区分をおこなったことを、想起すべきである。レーニンは、『貧農に訴える』その他で次のように各階級・階層を特徴づけている。

地主＝「地主の力は、なによりもまず、彼らの私有財産になっている土地の大きさで判断することができる。……1,000の家族が200万の家族と同じだけの土地をもっている」(全集、第6巻、385頁)

富農＝「主要な特徴の一つは、彼らが雇農や日雇をやっていてることである」(同上、394頁)

中農＝「他人の労働を搾取せず……他人の労働で生活せず、自分で働き、自分の労働によって生活している農民である」(全集、第29巻、240頁)

貧農＝「半分は経営主ではなくって、雇人に、プロレタリアになった、ということである」(全集、第6巻、396頁)

農村プロレタリア＝「彼らは土地で、経営するのではなく、人にやとわれて働くことで生活している」(同上、395頁)

さて、上の注意点を考慮にいれながら、バンプラオ村第9区および第12区の部落について、経営再生産規模を基準として階級区分の一試案を示せば、次の

第23表 Ban Prao 村の階級構成

階級構成	所有規模	経営 再生産規模	販売量 (クイアン)	農業所得 による家計 費充足率	労働力の存在形態			経営		農家					
					従事者	雇 傭 (金額)	被雇傭 (金額)	水 牛	肥 料 (袋)	戸数	構成 比率				
寄生地主	100ライ以上 貸付率70% 以上	30ライ以下	小作料米 の販売あり	—	ゼ ロ	—	ゼ ロ	ゼ ロ	2	2.5					
富 農 地主自作	80ライ以上 貸付率20% 以下	100ライ前後	20クイア ン以上	100%以上	5 名 前後	2,000 ～ 7,000 パーツ	ゼ ロ	3～6 頭	8 袋 前後	2	2.5				
	80ライ以上 貸付率50% 以下	40ライ以上	15クイア ン前後		3 名 前後	2,000 パーツ 前後				ゼロ ないし 2,000 パーツ 前後 まで	2～5 頭	2～10 袋	3	3.8	
中農 上 層	60ライ以上	60～80ライ 小作は90 ライ以上	15クイア ン以上				70%以上	2,000 パーツ 前後	2～5 頭				2～10 袋	3	3.8
	下 層	30～50ライ ないし 無所有	40～60ライ 小作は60 ライ以上											10クイア ン前後	16
貧農 上 層 半プロ	30ライ以下 ないし 無所有	20～40ライ 小作は30 ライ以上	10クイア ン以下	70%以下	1,000 パーツ 以下 ないし ゼ ロ	500～ 2,000 パーツ	3 頭 以下	5 袋 以下	21	26.3					
		20ライ以下							2	16.3					
雑業・日雇	無 所 有	5 ライ以下 ないし 非耕作	販売なし	—	なし	なし	不明	ゼ ロ	20	25.0					

[備考] 1) 経営再生産規模とは、自作農基準の経営規模のことである。すなわち、小作農と自作農とは、同一の経営規模の場合、経営の経済的内容がまったく異なるために、小作農経営の経済的内容を自作換算することが必要である。中部では平均して、生産量の三分の二が小作農の取り分で、残りの三分の一が地主取り分であるから、ここでは自作換算率を66.7%とした。したがって、たとえば、30ライの小作地は、経営再生産規模としては20ライの自作地に相当する。

2) 農家戸数、農家構成は、Ban Phrao 村第9、12部落の数字である。

ごとくである (第23表)。

まず、農民層分解の分岐点としての中農層の規定が問題となる。われわれは、すでに、中農の厳密な (エンゲルスの) 規定については説明したとおりであるが、ここでは、タイ農村の現実にそくして若干の具体化を試みておきたい。すなわち、中農層の上限は、(1)農業所得だけで家計費を償いうる線であり、さらにまた、(2)雇用超過 (被雇用に対して) が一農家当り一人になるまでの線、つまり金額でいうなら2,000バーツ前後までの線であって、この村では、経営再生産規模60~80ライの線がそれにあたる。また下限は、(1)農業所得による家計費充足率が70%以上の線で、(2)雇用超過がほぼゼロとなる線、つまり雇用と被雇用とがほぼ相殺関係にあるような線であって、それは経営再生産規模40~60ライの線である。その意味で、ここでは中農層の幅をエンゲルスの規定よりやや広げて40~80ライの経営層とし、その典型として60ライ前後層と規定することにする。

中農層の上限以上が富農層で、経営再生産規模が100ライ前後の線にあり、(1)農業所得による家計費充足率が100%以上、また(2)雇用超過が一人以上、金額で2,000バーツ以上の線にある層である。この富農層の一亜種形態として、所有規模80ライ以上、貸付率50%以下の地主手作経営を設定することにする。また、中農層の下限以下が貧農層で、とくに20~40ライの経営層は典型的な貧農の層で、なかでも20ライ以下の経営層は半プロレタリア層を形成する。さらに、その下に、無所有・非耕作の雑業・日雇層が滞留する。

これらの諸階級のうえに、所有規模100ライ以上、貸付率70%以上の村方地主が形づくられ、さらに、地方的流通の拠点となっている町場の不在・商人地主が、数ヵ村ないし数十ヵ村にわたって大規模に土地を集積し、一般農民層の窮乏のうえに聳立する。

以上、バンプラオ村の2部落を事例とする階級区分の一試案を提示した。ここにみられる農民層の階級構成が中部タイ全域のそれを指標するものであるかどうかは、今後、さらにいっそうの研究によって検証されなければならない。ともかく、本稿においては、中部タイの稲作地域における農民層分解の進展度と性格について概観し、現代の帝国主義にたちむかう階級諸勢力がこの国にお

いてどのように形成されてきているか、という基本問題解明のための糸口をつけたにすぎないのである。

〔付記〕

本稿の作成にあたって、石井米雄氏（京都大学）と北原淳氏（神戸大学）より一方ならぬご援助とご指導をうけた。とくに、北原氏は、バンプラオ村の調査原表を快く提供され、貴重な助言をおしまれなかった。記して両氏のご厚意に感謝する次第である。